

別紙①

古河市スポーツ功労者表彰基準

（趣旨）

1. この基準は、スポーツ功労者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰対象者）

2. 表彰対象者は、個人においては、市内在住・在勤・在学者及び市内の小学校、中学校出身者であり、団体においては、半数以上が市内在住・在勤・在学者であり、次に該当するものとする。

（１）全国大会出場者

全国大会とは、地区予選会を経た全国大会であり、かつ、公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体含む）及び文部科学省所管団体が主催又は主管する大会であること。

（表彰候補者の推薦）

3. 前項の規定に該当する場合、児童及び生徒については、その在籍する学校長が、体育団体に属する者については、団体代表者が、別紙、「古河市スポーツ功労者推薦書」を作成し、指定期間までに市長（古河市役所教育部スポーツ振興課扱い）に推薦するものとする。

（受彰者の決定）

4. 表彰の決定は、前項の規定による推薦に基づきスポーツ振興課を経て市長が決定する。

（表彰の方法）

5. 表彰は、市が行うスポーツ行事等の会場において市長が行うものとする。ただし、特に事情があるときは、その他の席上で行うことができる。